

吹田市こども計画(素案)に対する市民意見と市の考え方

- 1 意見提出期間 令和6年(2024年)12月6日(金)から令和7年(2025年)1月8日(水)まで
- 2 意見提出数 171件(67通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
1	1	子どもの権利条約では意見表明権を重視していることを踏まえて、素案2ページの「こども・若者、…当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」という文言を、「こどもや若者…当事者の【意見】を尊重し、対話しながら進めていく」という記載にする方がよいのではないか。	本記載は、国が作成しております「こども大綱」からの引用になりますので、現状の記載といたします。	1章	-	-
2	1	第1章「計画の策定に当たって」において、子どもの権利条約のことをより明確に盛り込んでほしい。	日本国憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、こども基本法が施行されたとの背景について記載します。 (訂正前) 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行し、… (訂正後) 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行した。同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として…	1章	-	-
3	2	子供が真ん中という理念を持って、いろいろな施策を進めてほしい。子供が希望を持てるように施策を実施してほしい。	こども基本法の基本理念に基づき、子供・若者及び子育て家庭の御意見も踏まえながら、各施策に取組んでまいります。	1章	-	-
4	1	5つの計画のうち、既存の計画はどれか、整合と連携を図る計画が記載されているが、これらは既存の計画が示してほしい。	こども計画に包含する計画のうち、既存の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」及び当該計画に包含している「ひとり親家庭等自立促進計画」です。新たに策定する計画をお示しするよう追記いたします。なお、整合を図る計画については、全て既存の計画です。	1章	-	-
5	1	「第2次子供の夢・未来応援施策基本方針」はなぜ整合ではなく連携となっているのか。連携と整合の違いは何か。「第2次子供の夢・未来応援施策基本方針」がこども計画に包含しない理由を知りたい。こどもまんなか社会を進めるのであれば、縦割りを排除し、一体となって取り組むべきではないか。	こども計画は、少子化対策、子供・若者育成支援及び子供の貧困対策の3つの大綱を含むこども大綱の内容を踏まえて策定するものです。本市では子供の貧困対策に係る計画として、令和4年度に「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」(以下、「基本方針」という。)を既に策定しておりますため、今回のこども計画では、基本方針を踏まえて子供の貧困対策に係る施策の方向性を記載し、基本方針と一体的に取組を進めるものです。 その他の計画については、計画の策定根拠が異なりますが、矛盾などが生じないよう整合としたものです。	1章	-	-
6	1	悩みを抱えている子供・若者の声については、聞けていない気がするが、どのように考えているのか。	計画策定にあたり、支援機関に対する調査や子供・若者へのアンケートにより、悩みを抱える当事者の現状や声をお聴きしてきたところです。これらの当事者がより意見を表明しやすい環境や機会について、今後も手法等を検討してまいります。	2章	-	-
7	1	基本目標に係る指標の現状値の根拠は何か。現状値が高いか低いか分からないが、目標値は全て上げるのか。目標値を上げる取り組み等はどのように進めてどのように進捗を把握するのか。	指標については、各施策のアンケート等で把握している項目から設定しています。目標値は現状以上をめざして取組を進めていくものと考えています。今後は、各施策の所管において、本計画の施策の方向性に沿って取組を進め、指標の達成状況や取組状況を評価することで進捗管理してまいります。	3章	-	-
8	2	子供・若者、保護者や学校・就学前施設職員に係る意見聴取の手段・過程にもっと時間と労力をかける必要がある。他市での「こども会議」の事例などを参考に意見を表明しやすい機会を持つべきである。吹田市のこども計画(素案)の施策1では啓発にとどまっており、具体的な仕組みづくりになっていないと思われる。	今回の策定にあたっては、居場所や意見の言いやすい手段などについて、広く意見をお聞きするとともに、対面の意見聴取の機会を設定いたしました。子供・若者からの意見聴取の手法については、年齢や聴取項目により、様々な形態が考えられることから、意見表明の機会の確保に向け、引続き、子供・若者の意見を参考に、検討してまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
9	1	計画策定や見直しの過程に子供、子供に関わる人々など、市民参画を行ってほしい。	今回の策定にあたり、保護者への二重調査、子供・若者へのアンケートや支援機関への調査等を行い、策定の参考とさせていただきます。今後、基本目標1の考えのもと、各施策の取組を進めてまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
10	7	子供の権利を社会的に保障していくために、子供の権利コミッショナー制度のような第三者機関で、施策を監視するような仕組みづくりをしてほしい。また、国レベルでの第三者機関としても子供コミッショナーが必要であり、国にも働きかけてほしい。	子供・若者が自由に意見を表明しやすい環境の整備と機運の醸成に取り組む、子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、まずはその周知や啓発に取り組むことが重要と考えており、現時点ではコミッショナー創設については検討しておりません。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
11	1	子供たちの意見表明の仕組みづくりで、配付済みの端末を活用して、声を拾う仕組みを作ってはどうか。また、聴取した意見は学校だけでなく、福祉関係の部局と連携することも必要ではないか。	小学生や中学生を対象に実施したアンケートは、計画策定の参考とする目的で、学校で配布の端末を使って実施し、広く意見を聞く有用な方法であったと考えています。今回集約した意見については、アンケートの目的の範囲内で活用してまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
12	2	基本目標1に関する施策の展開として、(仮称)吹田市子どもの権利条例を制定することを明記されたい。	こども計画の策定根拠であるこども基本法において、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて策定されておりますので、現時点で「吹田市子どもの権利条例」を制定する検討はしておりません。本市においても、子供・若者が権利の主体であるとの基本的な考え方のもと、関連する施策を一元的にまとめたこども計画を策定し、この基本的な考えに沿って施策が進められているか等進捗管理を行ってまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
13	2	子どもの権利条約の内容を広く知らせる取り組みをして市民が参加し、こども計画を作るとともに、同条約の内容を踏まえた上で子供のための制度等を具体化するべきである。	子供・若者の権利や基本的な考え方について、子供・若者だけでなく、取り巻く大人への周知も非常に重要であり、一層の啓発に努めてまいります。また、より子供・若者の視点に立った施策となるよう意見表明の機会の確保に向け、その仕組みづくりに取り組んでまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
14	2	学校で、子どもの権利条約の授業を行うこと、子供の意見表明権を尊重することについて、計画に追記してほしい。教師や児童・生徒が、自分と違う意見を聞くことは意義があると思える経験や、そうした機会を多く持つことが必要である。	施策の方向性に沿って、子供たちの発達段階に応じて自分だけではなく、他者の意見も尊重されることについて学ぶ機会の確保に努めてまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
15	3	子供が何を求めているか大人が真剣に考えて理解し、話し合いなどを通じて子供の要求を実現するための施策を実施してほしい。LINEなど、市に意見できる仕組みを構築してはどうか。	子供・若者の意見表明にあつては、子供・若者自身が意見を言うことを知っていること、大人がその意見を受け止めることができること、両者が相互に理解を深めながら、子供・若者が自由に意見を表明できる環境の整備が重要であると認識しております。いただいた御意見も参考にさせていただき、子供・若者が市に対して意見表明できる仕組みづくりを進めてまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
16	1	公園でのボール遊びなど、子供が希望する遊びや運動することができる場がほしいという要望に応えるためには、子供や地域の人々が参加し、一緒に話し合う場を設けるべきではないか。	現在、青少年クリエイティブセンターや児童館の公共施設を遊び場として、御利用いただいているところです。今回のアンケートでは、思いっきり体を動かせる、ボール遊び等運動ができる場所がほしいとの高いニーズを踏まえ、自由に遊べる場や公園のさらなる整備が求められています。地域で遊び場を確保するためには、子供・若者と大人が相互に意見を出し合い、創出することも必要と考えています。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重  基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重  【施策12】 子供・若者の安心・安全な暮らしの確保
17	1	子供・若者の意見表明の仕組みを構築するためには、自己の意見を形成することをサポートするという視点も追記すべきである。子供・若者は、独立した権利主体であり、意見表明の自由の主体である点を総論的部分等において明確に掲げる必要がある。	子供・若者の意見表明を確保するためには、意見形成を支援し、意見表明しやすい環境の整備が必要であることから、施策1について、追記します。 【施策の方向性(2)6行目】 (修正前) 声を上げにくい状況にある子供・若者に特に留意しながら、子供・若者がその年代に応じて、その思いや意見を述べるることができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。 (修正後) 声を上げにくい状況にある子供・若者に特に留意しながら、意見形成への支援を進め、子供・若者がその年代に応じて、その思いや意見を述べるることができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重
18	1	困難な問題の発生源に着目した「予防」の観点・施策を強化するため、子供の命に関わる基本的な人権問題として、性や妊娠出産に関する正しい知識を啓発する「包括的性教育」の実施を検討してほしい。	性と生殖の健康と権利の支援を含む健康づくりであるプレコンセプションケアに係る啓発を関係機関と連携し推進するとともに、学校での教育を通して性や妊娠出産に関する正しい知識の啓発を行うなど、予防の強化に取り組んでまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
19	1	施策の方向性「子供・若者の権利を尊重し社会全体で支えま す」という内容が具体化されておらず不十分である。	基本目標の考え方とその施策の方向性として、①子供・若者の 権利を社会全体で共有するための啓発の推進、②子供・若 者が自らの権利を知り、相互を尊重する意識の醸成への取 組、子供・若者が思い・意見を表明する機会の確保・仕組みづ くりについて記載しています。その施策に関連する具体的な 事業や取組につきましては、参考資料としてお示しする予定 にしています。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
20	1	様々な機会を捉えて、子供・若者が権利の主体であること や、意見表明機会の確保等に取り組むということであるが、 具体的にはどのような機会が分からない。	学校での人権教育や子供や市民向けの人権に関する講座・ 行事の場で周知・啓発を行い、子供・若者の権利への理解を 促進し、自他を尊重する意識の醸成に努めてまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
21	1	子供自身に権利があることを子供に教える必要がある。	子供・若者が、自らの権利について知り、意見を表明する場 をもち、他者との関わりの中で互いの人権を尊重する意識 を培うことができるよう、学校において子供の発達段階に応 じて自身の権利について学ぶ機会を設けるなど、様々な機会 を捉えて取り組んでまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
22	1	子供の意見に関して子供と向き合い話を聴く人の育成につ いて記載が必要である。	P57基本目標1に、大人が子供・若者の意見を受け止め、向 き合う必要性について記載し、そのための取組については、 施策の方向性(2)にお示ししております。子供・若者が意見表 明しやすい環境の整備に向けて取組を進めてまいります。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
23	3	大人と話せる機会を増やしてほしい。小中学生や、高校生の 意見を聞いてほしい。	子供・若者は権利の主体であるとの基本的な考えのもと、意 見を述べやすい仕組みづくりや意見表明の機会の確保が必 要と考えています。青少年施設では、職員やボランティア、利 用者同士等、多様な交流があります。交流において、子供・若 者から意見を聴き、子供・若者とともに事業を進めていると ころです。 これらの考え方や取組について、各施策の推進にあたっての 共通の考え方として、基本目標1として位置付けています。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
24	3	吹田市として子供や若者のためにどのようなまちにしていく のかのビジョンの記載が必要だと思う。また、市役所だけが ではなく子供や若者と一緒に計画をつくっていく視点の記載 も必要である。子供や若者の意見をどのように計画に反映し たのか記載が必要である。	本計画は、「子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹 田」をめざし、子供・若者(以下、子供等という。)に関わる各 施策の方向性を示したものです。計画策定にあたっては、子 供等の意見表明の仕組みづくりや子供・若者が主体となった 居場所づくりに係る項目について、子供等を対象にアンケ ートを実施し、今後の取組の参考にしようとするものです。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
25	1	子供の意見表明の仕組みの構築にあたっては、子供会議の 設置を検討して下さい。	子供・若者が意見を述べやすい環境については、当事者への アンケートも参考に、発達段階に応じた仕組みの構築が必要 であり、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
26	2	性暴力は人権侵害の中でも最たる人権侵害であるという意 識を子供のうちから持てるような教育が非常に大切である。 「教職員の教育研修を行うとともに、加害者にも被害者にも ならないように、すべての学年で性教育に取り組みます」 との追記を要望する。	全ての教育活動は人権教育を基盤として行われるものとい う考えに基づき、教職員研修につきましても、人権教育に関 わる内容の研修を計画的に実施しています。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
27	1	ジェンダー平等に関する意識の形成に加え、LGBTQ+に関 する意識を高め、尊重する取組も大切ではないか。	計画書の施策1において、子供・若者の人権尊重の意識を高 める人権啓発活動を推進することに取り組むと記載してお り、その中で個性の尊重についても取組ができるものと考え ております。	第4章	基本目標1 子供・若者の権利の尊重	【施策1】 子供・若者の権利の保障及び 意見の尊重
28	1	子育ての不安・孤立感を和らげるため、一時預かり制度の拡 充や子育て支援センターによる支援が必要である。	ニーズの高い一時預かり事業については、今後も整備促進に 取組むとともに、子育て支援センターでは、母子保健と児童 福祉機能を合わせた一体的な相談支援を行う中で子育ての 不安や負担感の軽減を図ってまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支 援  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策2】 妊娠期から就学前期における 支援  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への 包括的な支援の推進と情報 提供の充実

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
29	1	どのような環境の子供も生まれた環境に左右されず、妊娠期から子供が自立するまでを切れ目なく家庭もひっくるめての支援の仕組みが必要だと思う。その仕組みは市役所だけでなく、様々な人と一緒に作っていく必要がある。	子供・若者やその家庭が置かれている環境に関わらず、各ライフステージを通して切れ目なく支援していくためには、各関係機関が連携を図るとともに、行政だけでなく、地域団体や支援団体等を含む社会全体で支援する包括的な支援体制が必要です。そのために必要な施策について、施策15において、その方向性を位置付け、その仕組みづくりに取り組んでまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援  基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策2】 妊娠期から就学前期における支援  【施策3】 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実  【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援  【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実
30	1	保育・教育の提供体制の充実について ・提供する場所を確保することだけでなく中身の充実が必要である。 ・多様な保育ニーズに対応するためには、保育園の子供の集団規模を小さくすることを含む保育行政を見直す計画が必要だと思う。保育園の保育の内容と数の拡充をすることが施策の柱になると考える。	保育提供量の確保については、将来の利用ニーズを推計し、保育提供量の確保を計画的に進めてまいります。なお、保育提供量を維持しつつ保育所の集団規模を小さくする場合、施設数を増加させる必要が生じます。特に市街地では、不動産や人員の確保が困難なことにより施設整備や受入拡充が進まない実態があるため、この実現は困難と考えます。今後高質の教育・保育を行うため、市内全体の保育教諭を対象とした、研修を引き続き、実施してまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策3】 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実
31	1	保育所での発達支援保育を希望しながらも入園できなかった障がいのある子供を保育所の待機児としてカウントすべきではないか。また、待機児の中に障がいのある子供を位置づけてこなかったこと及び今後の対応について計画の中で見解を示してほしい。	待機児童は国の定義を採用しております。発達支援保育制度利用を希望する児童も含めて算出しています。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策3】 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実
32	1	計画の各施策を実行していくため、子供と関わる人(行政、民間事業者、地域など)の人材育成、支援者の支援の記載が必要でないか。	各施策に係る担い手の育成については重要であり、施策3のとおり、教育・保育の人材確保・育成に取組むとともに、施策15での子育て支援など各団体への研修や情報交換の機会を設けるなど、各分野において人材確保・育成に努めてまいります。	第4章 第5章	基本目標2 ライフステージに応じた支援  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策3】 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実
33	2	職業の種類を知らないから選択できる職業が少ないので、いろんな職業を知る機会や進路について相談することのできる機会を増やしてほしい。	子供・若者の将来の社会生活に向けて、ICTの活用、子供が将来の目標を持ち自ら進路を切り拓く力を身に付ける教育を推進するとともに、職業紹介、就職活動から就職後の相談など、キャリア形成に向けた支援を進めていきます。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
34	1	多様な進路選択のための情報提供について、外部機関の出前授業の利用など、学校側の負担にならないよう配慮は必要だが、どの家庭にも一律に、幅広い選択肢があることを提供する機会が必要である。	各学校では、児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、児童・生徒の実態に応じて外部機関と連携した出前授業等の取組を進めており、進路指導を含めたキャリア教育の充実に努めております。また、男女共同参画センターにおいては、女子の理系進路選択を支援するため、市民向け講座を実施しており、市報やSNSで広く周知しています。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
35	1	学びの場を確保し、切れ目のない不登校支援を行うことについて、 ・登校せずとも学習、進路選択、保護者や本人の精神的なフォローを受けられる機会の安定的、継続的な提供と、その環境をもっと気軽に利用できる環境作りが必要ではないか。 ・フリースクールへの参加を学校への出席とみなす、必要に応じた学校側との連携等、不登校児童が卒業後の選択肢を増やすための取り組みを迅速に進めるべきである。	教育センターでは、教育相談の一環として、教育支援教室の活動の充実に努めております。臨床心理士・公認心理師の資格を持つ相談員が他のスタッフとともに通室児童・生徒及びその保護者のケアを継続的にしながら、社会的自立に向けた支援を行っています。できるだけ多くの児童・生徒に利用してもらえよう、定期的に見学会を設けるなどの工夫をしておりますが、引き続き、学校だけでなく、関係室課との連携を図りながら、児童・生徒が安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでまいります。また、フリースクール利用者の出席認定につきましては、これまでも市教育委員会が、出席認定するための基準を示し、各学校が当該施設を利用している児童・生徒の状況を把握し、判断しております。今後とも、フリースクール等の民間施設を含めた専門機関との連携強化に努めるよう、各学校に対して働きかけてまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
36	1	発達障害や精神障害がある人も安心して暮らせたり働けるようになるまで支援してほしい。	障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、こども発達支援センターを中心に保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援体制を構築するとともに、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図ります。障がいなどが就労を妨げる様々な要因を抱える人の就労支援としては、JOBナビといった対応しているほか、就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センター等の関係機関で構成するネットワーク会議の活動により、障がい者の特性に応じた就労を支援しています。障がいのある方に寄り添った支援となるよう、現在の状況やニーズを聴き取った上で適切な支援機関等の案内を行い、必要に応じ、障がい福祉サービスの支給決定を行います。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援  【施策6】 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
37	1	施策4 学童期・思春期・青年期における支援 中学3年生というのは、子供たちにとって人生最大の選択が迫られる時期だと思う。進路選択にあたっての子供等への情報提供については、学校での提供のほか、就労支援機関と連携した提供を求める。	各学校ではキャリア教育や外部機関と連携した出前授業等取組を推進するとともに、教育センターでは進路選択支援事業として、主に進学に係る経済的な支援の情報提供を行っています。また、男女共同参画センター主催で女子の理系進路選択を支援するための講座を実施し、JOBナビサイトでは就職活動相談やスキルアップセミナーを実施するなど、各分野で取組を進めております。必要な方に必要な情報が届けられるよう、積極的な情報提供に努めてまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
38	1	複雑・複合的な課題を抱える子供・若者へのアウトリーチ等による支援については、子ども・若者総合相談センターの相談体制の強化が必要であり、特に相談員のスキルアップや意識改革が重要である。	子ども・若者総合相談センターでは、複雑・複合化した課題を抱える子供・若者へのアウトリーチ支援等を行うに当たり、体制強化は非常に重要と考えております。今後とも引き続き研修等を通して、スキルアップを図ってまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
39	1	不登校児に対する具体的な対策について、もっと計画に盛り込むとともに、市民に広報してほしい。	本計画は子供・若者及び子育て家庭に関わる施策の方向性について示したものです。不登校対策についても、具体的な施策は教育ビジョンに記載することとし、本計画では施策の方向性について記載しているものです。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
40	1	肥大化した学校の勉強の軽減を具体化する方針を打ち出してほしい。	学習指導要領に基づいて、実施してまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
41	1	個別的教育支援計画を作成できる人員を確保するための具体的な計画はどうか。また、施策の指標「学校内外の専門機関等で相談・指導を受けた児童・生徒の割合」を100%まで達成するための具体的な施策は何か。	個別的教育支援計画については、教員が作成するため、新たな人材の確保の必要性はないと考えますが、各児童・生徒に応じた計画が作成できるよう、教員研修を今後も継続的に実施し、その内容の充実にも努めます。また、支援を必要とする児童・生徒が専門機関等に適切につながるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材との連携をさらに強化し体制の充実を図ります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
42	1	不登校支援、ヤングケアラー支援、生きづらさを抱えた子供・若者への支援など、子供が初めて大人に相談するためには、顔が見えない相談体制も必要であり、SNSの利用推進等の具体的な対策を盛り込むことはできないか。	本市の相談機関においてはメールでの相談を受け付けるとともに、大阪府では、LINEで相談を受けるLINE相談「すこやか相談@大阪府」を実施するなど、悩みを抱える子供・若者が相談しやすいよう、取組を進めているところです。今後も、気軽に相談できる窓口について一層の周知を図るとともに、必要な支援が届けられるよう、体制の充実にも努めてまいります。	第4章	基本目標2 ライフステージに応じた支援  基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援  【施策5】 児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援  【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化
43	2	すべての子供にとって学校が安心して過ごせる居場所となることを明記すべきである。	学校内に在籍クラス以外で安心して学習・生活できる居場所として「校内教育支援教室」を設置するなど、全ての子供が学べる場の確保に努めているところです。子供・若者の居場所となるのは、学校や児童館、子供食堂等様々であり、全ての子供が安心して学べる教育環境の整備について施策4において記載しています。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策4】 学童期・思春期・青年期における支援
44	1	ヤングケアラーや貧困、不登校など生きづらさを抱えた子供たちについて、どのようにして発見して支援につなげていくかが大事だと思う。地域でも家の中のことまでは分かりにくく発見するのも難しく、発見できても支援につなげることもさらに難しい。学校の先生もこれ以上福祉的な仕事までは負担だと思う。	ヤングケアラー、不登校、貧困等に対応するため、各種支援を実施しているところです。しかし、複雑化・複合化した課題を抱える当事者ほど、支援を求めることが難しいとの現状もあることから、これらの当事者が孤立することがないよう、相談支援機関の連携をより密にするとともに、アウトリーチ型の支援の強化も図ってまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策5】 児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援  【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
45	1	支援が届きにくい家庭には、まずは市が支援する必要がある。子供の貧困や児童虐待等がある家庭の子供や保護者の誰もが、気軽になんでも相談できる場、身近なところであったかい食事が提供される場、進学に向けた学習支援の場など、多様な支援の場が必要である。また、その情報を届けたり、そこにつなげる人材も必要である。	子供食堂等の居場所づくり、学習支援、相談窓口の設置等、様々な支援の場を確保し、当事者がつながりやすい体制の構築に向け、関係機関の連携を促進します。また、支援を求めることが難しい当事者が孤立することがないよう、アウトリーチ支援を強化し、各種支援につながるまで、サポートしていきます。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策5】 児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援  【施策8】 子供の貧困対策の推進  【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化
46	1	障がい児支援に係る施策の実現に向けて、具体的な施策やスケジュールを明確にしてほしい。また、家族が適切に支援を選べるよう相談等の支援を整えてほしい。	障がい児支援に係る施策については、令和6年3月に策定した「第3期吹田市障がい児福祉計画」において、具体的な項目ごとの目標値を定め、推進しているところです。発達障がいのある児童等の相談については、こども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関が連携し、適切な支援につながるよう、努めてまいります。障がい児通所支援サービスの利用にあたっては、児童及び家族への一体的な支援が継続的に受けられるよう、障がい児相談支援の利用の周知に努めるとともに、計画相談支援事業所に対する補助等を進めることにより、相談支援事業者の提供体制を確保していきます。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策6】 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
47	2	子供の居場所は安心安全であるべきであり、市は障がい児通所・相談支援の事業所等の実情を把握するとともに、適切に指導をしてほしい。	障がい児通所支援事業所への巡回や、相談支援事業所との連絡会を通じて、実態把握に努めています。また、事業所に対する集団指導や運営指導を定期的に行い、事業所が基準に沿って運営されているかを確認しています。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策6】 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
48	1	「こども発達支援センターにおける地域療育の中核的機能を強化します」という施策に係る内容があるが、中核的機能に専門性の拡充を追記すべきである。	地域療育の中核的機能の強化とは、発達支援の入口である相談機能の強化や幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援、教育・保育施設及び障がい児通所支援事業所への巡回相談の拡充を指していますが、そうした事業に携わる職員は親子療育教室・杉の子学園・わかたけ園の保育士のほか、理学療法士をはじめとする訓練職、心理士があり、それらの職員の専門性の維持向上は欠かせないものと考えています。日々の業務の積み重ねや研修等を通じて専門性の向上に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策6】 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
49	1	保護者支援としては、ペアレントトレーニングよりも親子教室の拡充(例えば時間短縮の復帰等やパンダ親子教室の通室期間の延長など)と保育士の専門性強化を重要視すべきと考えるが、市の見解を示してほしい。	保護者支援は、親子療育教室や障がい児通所支援施設、教育・保育施設等における保育士等による面談や相談対応等の支援が基本となるのはもちろんですが、子供との関わり方を理論的・実践的に学びたいニーズもあることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングも取り入れ、様々な保護者の支援ニーズに対応しているところです。様々な支援が必要に応じて保護者が選択できることが望ましいと考えています。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策6】 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
50	1	施策7の文中の文言について「多国籍が進む」ではなく、「多国籍化が進む」に改めるべきではないか。また、こあらくらぶが紹介されているが、さくら広場の認知度は低い状況であり、紹介されていない理由は何か。	施策7「外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援」の記載を下記のとおり修正いたします。  (修正前) 本市では、外国人市民の増加や多国籍が進み、 (修正後) 本市では、外国人市民の増加や多国籍化が進み、  また、施策7においては、外国にルーツを持つ子供や若者への直接的な支援として、教育環境の整備や学習支援等を行う方向性について記載しております。 こあらくらぶは施策の方向性に示す子育て世帯の交流や情報交換の場の提供に係る取組についての指標の一つとして記載しているものです。 さくら広場につきましては、引き続き市立幼稚園、小・中学校に周知を行うとともに、日本語指導が必要な児童生徒には、日本語加配教員を通じて、直接案内をする取組を行ってまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策7】 外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援
51	2	居場所づくりや生きづらさをかかえた子供、若者への支援など実際にどのように進めていくかが大事であり、実際に子供や若者が居場所や相談につながり幸せに感じられるまちなるまでが計画だと考える。	児童館や青少年施設での遊びや交流等を通じて子供との関係性を築き、職員が子供の悩みや課題を把握して支援につながるなど、確実に支援につながる体制構築に向け、取組を進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化  【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
52	1	生きづらさを抱えた子や若者とその家族が24時間いつでも相談、避難できる先があればよいと考える。	本市では、生きづらさを抱えた子供・若者に対し、個々の状況に応じた細やかな支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐ等の各関係機関と連携した支援も行っていきます。また、国や大阪府の24時間相談窓口等の周知を図りながら、1人でも多くの子供・若者が相談につながるよう努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化
53	1	生活保護世帯や、ヘルパーを利用する世帯などで子供がいる場合、横断的に子供を中心に話を聞いてくれる人を設置してほしい。また、学校とも連携することでニーズが把握できると考える。	家庭が抱えている課題に応じて、子ども・若者総合相談センター相談員、家庭児童相談員、ヤングケアラーコーディネーター、スクールソーシャルワーカー、生活保護世帯に対しては、子ども健全育成生活支援員など様々な支援者が関わっています。支援に当たっては、子供やその家族の話を聞き、相談内容に応じて、関係機関で連携を図りながら、当事者に寄り添った支援を進めています。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化
54	1	要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会の認知度向上に向けてどのようなことに取り組んでいるのか。	各協議会について、関係機関・学校への説明や市民講座等での啓発など、機会を捉えて周知を図っているところです。また、子ども・若者支援地域協議会が作成した「子ども・若者支援マップ」(支援機関一覧)を支援機関や学校等に配布しております。ホームページに掲載するなど、今後も一層の周知に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策9】 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化
55	2	自習など、勉強ができる場所をもっと作って欲しい。	青少年活動サポートプラザでは子供・若者の学習室を常設しており、夏休み及び冬休みの学校休業中にはなりますが、その他公共施設では自習室を開放しています。また、児童会館・児童センターでは、友達と話しながら勉強するなどができるよう、各館のスペースに応じて机等を配置します。これらの自習室の設置状況については、ホームページ等で周知に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
56	4	高校を卒業しても施設の利用料を無料にするとともに、分かりやすい使い方にしてほしい。	青少年活動サポートプラザでは、貸室の利用において中高生の利用者の負担能力に配慮し、本市に居住・通勤又はは通学する者のうち、18歳未満・高校生以下は無料としています。18歳以上(高校生を除く)につきましては、受益者負担の考えから、管理運営費用の一部を負担いただくこととしています。貸室以外の交流ロビー等につきましては、無料で利用可能です。また、各施設を利用される際には、ホームページ等で利用方法の案内に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
57	1	国のこどもの居場所づくりに関する指針をどのように吹田市が計画に反映していくのか知りたい。	施策10「子供・若者が主体となった居場所の確保」において、国の指針を踏まえた方向性を記載しております。児童館や青少年施設をはじめ、子供・若者を主体として、その多様な思いに応えるための居場所の確保や機能の充実に取り組んでまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
58	2	夢つながり未来館を他の場所にもたくさん作ってほしい。また、夢つながり未来館などの場所があることを学校でも伝えるほうがよい。	小・中学生や青少年へのアンケートでは、「近くにある」「無料で行ける」「好きなことをして自由に過ごせる」場所を利用したいとの回答が多く、ゆいぴあのような安心して過ごせる居場所が求められています。令和7年度から、児童館の利用対象を中学生まで拡大する等、青少年の居場所の確保に努めています。このような施設の情報については、ホームページや学校を通じた現行の方法に加え、一層の周知に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
59	1	夢つながり未来館では、スタッフと話したり、勉強したりでき、そのような居場所があることがうれしい。	夢つながり未来館では、子供・若者が、安心して過ごし、学び、交流し、様々なことにチャレンジできるよう、「居たい」「行きたい」「やってみよう」という視点を大切に居場所づくりを行っています。引き続き、子供・若者の声を聞き、子供・若者の視点に立ち、子供・若者とともに作り上げる居場所をめざします。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
60	1	太陽の広場はとても楽しく、残してほしい。	毎日通う小学校で、宿題をしたり遊んだり、友達と自由に過ごせる太陽の広場をこれからもずっと続けられるような仕組みづくりを研究検討していきます。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
61	1	ボランティア等の大学生が活動できる環境はとてもありたい。	青少年関連の取組では、若者の「やりたい」声を拾い、若者にボランティアとして活動する場の提供に努めています。また、ボランティアセンター(吹田市社会福祉協議会内)では、希望者が活動できるよう相談や情報提供を行うとともに、大学生が対象となる活動については、大学と連携し積極的な情報提供に努め、学生の希望にも添えるよう、取組を進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
62	1	家庭にも学校にも居場所のない子供が、安心して過ごすことのできる居場所が圧倒的に不足している。児童センターの居場所としての活用は効果的だと感じる。利用可能な年齢を高校生まで拡大し、気軽に、かつある程度自由に過ごせる環境作りは必要ではないか。利用に際してのルールを厳しくしてしまえば、本当に居場所を必要とする子供達は利用しない、できないと感じる。	年齢や環境、状況が異なる多様な子供が安心して遊び、くつろぎ、一緒に過ごすことのできる環境をつくるのが重要です。子供の主体性を尊重し、子供とともに居場所をつくっていく取組を進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
63	2	留守家庭児童育成室は教室の時間借りではなく、専用室で整えてほしい。	本市の留守家庭児童育成室につきましては、入室希望児童数が増加傾向にある中、ハード・ソフト面の適切な環境整備とサービスの提供、また、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への業務委託など、持続可能で安定的な事業運営を図るための各種取組を総合的に進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
64	2	子供たちの居場所として、子供たちにとって行きやすい施設である公民館でも図書館の自習室のような活用をお願いしたい。	小・中学生や若者へのアンケートでも「無料で行ける、近くにある、好きなことを自由にできる居場所」への意見が多く、子供食堂や児童館など様々な形の居場所づくりが求められています。一部の公民館につきましては、学校の夏休み・冬休み期間中に、自習室として開放したり、子供が対象の主催講座を実施するなど、子供の居場所に資する取組を進めているところです。多くの子供・若者に利用いただけるよう、一層の取組を進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
65	1	地域の大人が子供を見守り育てる環境づくりについて ・子供・若者の育成や支援に係る活動への参加を促す取組を進めますとあるが、現在、どのような活動で人材が不足しているのか。 ・その活動への参加を促す仕組みをどのように作っていくのか、計画に具体的に記述してほしい。	これまで、ボランティアや地域団体等の皆様には、太陽の広場など子供の安心・安全な居場所の提供や見守り活動に多大な御協力・御尽力をいただいていたところですが、その方々の高齢化、共働き家庭の増加により、人材不足の状況となっております。今後も、子供の居場所や見守り活動が継続できるように、市内大学と連携し学生ボランティアを募集するとともに、地域でも新たに少しでも関わっていただけるよう、青少年指導者講習会を開催するなどの取組を進めているところです。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
66	1	児童会館・児童センターの機能強化や、青少年施設における子供・若者と協働した居場所づくりには、既存の制度や建物、保育士や相談業務者のキャリアスキルを生かすためにも、取り組み等への具体的な支援につなぐ仕組みが必要である。	居場所にて支援が必要な子供・若者を発見した場合には、相談内容に応じた支援機関につなげる取組を行っています。また、研修等により、子供を取り巻く環境への理解を深め、事例に応じた支援機関へのつなげ方を学び、職員のスキルアップを図ってまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
67	2	学校にも家庭にも居場所がない苦しい状況にある子供たちの居場所について記載がないが、今後そのような居場所をどうしていくのか、行政として子供たちが自由に過ごせる居場所の確保についてどのように支援するのかについても計画に記載していく必要がある。	小・中学生や若者へのアンケートでは、家や学校などのほかに安心して居場所がないとの回答が一定割合あり、誰ひとり取り残されず、安心・安全に過ごせる居場所づくりは重要な課題となっています。施策10で子供・若者が主体となった居場所の確保に向け施策の方向性を示しています。児童館での機能強化や青少年施設における子供・若者と協働した居場所づくり等、多様な居場所の提供に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保
68	2	市全体における子供食堂の数、運営状況、利用者数などの状況を計画において示すとともに、「子供食堂への支援を拡充します」という文言を追記してほしい。	子供食堂の取組については、子供の貧困対策及び居場所の提供を趣旨として実施しています。本市の貧困対策は、令和4年度に策定した「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」(以下、「基本方針」という。)で取組の方向性や内容を定め、子供食堂の設置数を策定時の8か所から18か所への拡大の方向性を示しています。今回のことも計画でも基本方針の方向性を踏まえて、現行の記載とさせていただきます。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への 包括的な支援の推進と情報 提供の充実
69	1	子供食堂の開催日等の一覧を学校で配付するなど、情報発信の拡充を要望する。	誰ひとり取り残されず、子供・若者が健全に成長し安心して過ごせる居場所を提供するため、必要とする子供・若者が子供食堂に確実につながるよう、一層の情報発信に努めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て 家庭を支える環境づくり  基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居 場所の確保  【施策15】 子供・若者や子育て家庭への 包括的な支援の推進と情報 提供の充実

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
70	1	・部活についての諸課題に対応するためには、指導員不足を要因とするだけでなく、まずは児童・生徒の意見も十分に聞いてほしい。	児童・生徒に対する習い事アンケートの中で部活動に対するニーズ調査を行いました。今後も児童・生徒の声を聞きながら進めてまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策10】 子供・若者が主体となった居場所の確保
71	1	治安を良くしてほしい。	本市では、防犯カメラの設置や、地域パトロールの促進、警察との連携を通して、犯罪の起きにくい環境作りを行っています。また、小学校や児童館での防犯教室を通して、子供の防犯意識を啓発しています。今後も引き続き、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策11】 子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供
72	2	学校給食は、農薬や化学肥料を使わない食材を使用してほしい。	給食で使用する食材については、国産を基本とし、調達段階から検査を受け安全性が確認できたものを選定し、また、納入業者への衛生指導を行い安心安全な食材を調達するようにしています。	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策11】 子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供
73	1	「プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)」について計画に記載してほしい。	御指摘を踏まえ、プレコンセプションケアとして記載を一部修正します。 (訂正前) (3)性や妊娠に関する知識等の普及啓発や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります (訂正後) (3)プレコンセプションケアの啓発を行い、性や妊娠に関する情報等の提供や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります	第4章	基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	【施策11】 子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供
74	1	学校給食の無償化を要望する。	学校給食上、給食費は、保護者負担が原則であり、その恒久的な無償化は、国による全国的な財政措置に基づき実施すべきものと考えます。	第4章	基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策14】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
75	1	子育て支援センターの事業内容等がインターネットで検索できるようにし、分かるようにしてほしい。	子育て支援センターを構成するすこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センターの事業内容等につきましては、ホームページで周知させていただいておりますが、子育て支援センターの概要等についても市民の皆様が気軽にインターネットで検索できるように、わかりやすく改善してまいります。	第4章	基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	【施策15】 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実
76	1	留守家庭児童育成成室について、5・6年生までの利用拡大は延期ということであるが、質的にもそれを実現させていくためには何か必要かという部分も考えて実現する具体策が必要である。		5章	-	-
77	1	指導員確保のための有効な対策を実施してください。		5章	-	-
78	3	留守家庭児童育成成室について、子供も親も安心して預け続けられるよう、市が責任を持って継続した事業運営を行い、留守家庭児童育成成室の利用希望に対応するための新たな指導員確保のため、安定した雇用と給料するなど、働き続けられる処遇に改善することを考えてほしい。	本市の留守家庭児童育成成室につきましては、入室希望児童数が増加傾向にある中、ハード・ソフト面の適切な環境整備とサービスの提供、また、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への業務委託など、持続可能で安定的な事業運営を図るための各種取組を総合的に進めてまいります。	5章	-	-
79	1	学童保育の民間委託に関して、外部の有識者を含む第三者機関において総括したうえで今後の方針を立てるべきである。		5章	-	-
80	1	153ページの(4)質の高い教育・保育の役割等について、量や制度の記述はあるが、質についてはあまり具体的な記述がない。質を高めるためには、よりよい教育・保育のために奮闘している教育・保育の現場の声を聞き、(対応数を減らし)人員を増やすことが必要である。	質の高い教育・保育を行うために人材の確保・育成、現場の負担軽減等に取り組み、全ての子供がひとしく教育・保育を受けられる環境整備に努めます。	5章	-	-
81	1	保育・教育施設の配置は、小学校区単位より身近で同じ園で通えるようになることが望ましいのではないかと。	教育・保育の提供区域は、細分化した場合、余剰と不足の地域が混在し、施設を過大に整備しなければならない恐れが生じます。現時点においては、教育・保育の提供区域は、保育の量を確保する観点から、ある程度広域の設定としており、市内を3つに区分して設定しています。	5章	-	-

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
82	1	ゆとりのある敷地や園庭を必置として配置基準を見直し、子供に余裕をもって関わることのできる人員配置が命を守るためにも望ましいと考える。	特に市街地では、不動産や人員の確保が困難なことから施設整備や受入拡充が進まない実態があるため、基準厳格化は困難であると考えます。	5章	-	-
83	1	3カ所に区域を分けることは細部が見えにくく、せめて小学校区単位で分けるのであれば小学校との連携や地域性を踏まえた対応が可能になるのではないかと。	教育・保育の提供区域は、細分化した場合、余剰と不足の地域が混在し、施設を過大に整備しなければならない恐れが生じます。現時点においては、教育・保育の提供区域は、保育の量を確保する観点から、ある程度広域の設定としており、市内を3つに区分して設定しています。	5章	-	-
84	1	吹田市全域を12ブロックに分けて、駐車場の心配をせずに誰もが希望する施設に歩いて通える地域の保育所の整備と、充実した子育て施策の計画に改めてほしい。	教育・保育の提供区域は、細分化した場合、余剰と不足の地域が混在し、施設を過大に整備しなければならない恐れが生じます。現時点においては、教育・保育の提供区域は、保育の量を確保する観点から、ある程度広域の設定としており、市内を3つに区分して設定しています。	5章	-	-
85	1	人口増を強調するのではあれば、マンション開発と合わせて保育所を整備する必要性が計画で示した数よりも多くなることと考えられるため、保育所整備が急務であるとする。	未就学児童は減少していますが、保育施設利用希望者は増加しています。住宅開発により保育提供量に不足が見込まれる場合は、敷地内での保育施設の設置を求めています。	5章	-	-
86	2	小規模保育施設の増設と公立幼稚園と公立保育所を統廃合して認定こども園にするのではなく、0歳から就学前まで安心して預けることのできる認可保育園の増設を進めてほしい。	本市では、1・2歳児の保育提供量が不足している一方、4・5歳児では余剰がある状態です。将来の人口減少を見据え、供給過多とならないよう小規模保育事業所を含めた確保方を講じてまいります。公立園の統合についての基本的な考え方としましては、地域バランスを配慮しながら、既存公立幼稚園・保育所の再編、幼保一体化施設への移行を図り、本市の就学前児童の教育・保育の質や地域の子育て支援の充実等に向けた取組を推進していくものとしております。	5章	-	-
87	1	保育所や留守家庭児童育成室での待機児童を解消してほしい。	保育所においては、将来の利用ニーズを推計し、保育提供量の確保を計画的に進めてまいります。留守家庭児童育成室につきましては、入室希望児童数が増加傾向にある中、ハード・ソフト面の適切な環境整備とサービスの提供、また、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への業務委託など、持続可能で安定的な事業運営を図るための各種取組を総合的に進めてまいります。	5章	-	-
88	1	こども計画推進委員会の開催数や会議録等をHP等で公開すべきと考える。	こども計画推進委員会は市内関係所管をメンバーとし、情報や意見交換、実務的な作業を中心に行ってきたため、会議録の公表は予定していません。策定経過については、計画の巻末に参考資料として掲載する予定です。	6章	-	-

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
89	1	中間年の見直しの際には、アンケート調査(小学生、中学生、高校生以上)の実施時期や調査項目等を合わせて行ったほうが良いと思います。また、中間年の見直しの際には、住民基本台帳でのサンプル調査も合わせて実施してはどうか。	中間年や次期計画の策定に必要なデータの集約については、アンケートの項目や実施方法など、今後検討する必要があると考えています。	6章	-	-
90	1	効果検証について ・効果検証にあたっては、実施者視点のアウトプットだけでなく、受益者視点のアウトカムも必要であり、誰が、どういった対象者に、どう働きかけて、どうしていくのかについて計画に記載が必要ではないか。 ・数値で判断し難い事業や施策は、別の効果検証方法(子供若者や支援現場の声を聞くなど)を検討する必要がある。 ・効果検証の審議の主体となるメンバーの選定も大事である。	指標の一部は、受益者視点の項目の設定を考えており、計画の進捗管理では、一定の指標で測りながら評価を行っていくことを予定しています。吹田市子ども・子育て支援審議会や子供や市民から意見をお聞きする機会を捉え、意見集約を行い、施策を推進してまいります。	6章	-	-
91	4	子供、高校生、障がいのある人など、様々な人に分かりやすい計画とするよう、字体や構成、分量等、見やすい計画が必要だと思う。	計画の内容をより分かりやすいものとするため、概要版についても作成を進めてまいります。	-	-	-
92	2	インスタグラムで市役所の情報と自習室の混雑状態を配信してほしい。インターネットでの宣伝は高校生は見ないと思う。	一部窓口で混雑状況の情報発信は行っていますが、各施設の自習室の利用状況を集約し発信することには至っており、利便性の向上の取組として参考とさせていただきます。また、情報発信については、市報やホームページ、SNS等様々な手法を活用し、より広く市民への周知に努めてまいります。	-	-	-
93	8	「こども」の表記について、「こども」「子ども」「子供」が混在しており、こども家庭庁からの推奨のとおり、「こども」に統一する方がよい。子ども・子育て支援審議会においても同様の意見があったが、「子供」の表記にすることになった経過を明らかにしてほしい。	本市公用文の漢字の用法については、吹田市公用文に関する規程で定めており、原則として常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)によるものとし、法令等に根拠があるものや制度等の固有名詞についてはその表記に従うこととしています。この規定に従い、本市総合計画や本計画など公用文については、「子供」の表記としています。	-	-	-
94	1	計画(素案)について、分かりやすい資料の作成や説明の場を設けるなど、パブリックコメントを実施する手順を見直してほしい。	今後パブリックコメントを実施する際は、より分かりやすい資料をお示しするなど、今回の御意見を参考とさせていただきます。	-	-	-
95	1	各施策の内容を実現するためには、指標の進捗管理だけでなく、実現プロセスの精査やリーダーシップが必要になると考える。	各部局において効果的な施策推進が図られるよう、連携・調整しながら取組を進めてまいります。	-	-	-
96	1	学童保育のニーズの高まりとともに待機児童も増加傾向となっているが、長期休業期間中に安心して通える場所が別であれば、待機が解消するのではないか。児童館はその役割が担えるのではないか。	本市の留守家庭児童育成室につきましては、入室希望児童数が増加傾向にある中、ハード・ソフト面の適切な環境整備とサービスの提供、また、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への業務委託など、持続可能で安定的な事業運営を図るための各種取組を総合的に進めてまいります。 なお、児童館や青少年施設は、子供が自由に来館し、安心して過ごせる居場所づくりを進めています。	-	-	-
97	5	今後、公立保育所の民間移管・民営化は行わないでほしい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	-	-	-
98	5	公立保育所が地域の子育て支援の中核を担い、その事業内容と体制(職員配置)を充実させること明記してほしい。	公立保育所等において実施している、地域子育て支援拠点施設等を、今後、地域子育て相談機関に位置づけ、就学前児童とその保護者がより身近に相談できるよう相談機能を強化するなど、地域の子育て支援に資するさらなる取組を進めてまいります。	-	-	-
99	1	公立保育園・公立幼稚園の統合についても「建替えは統合ありき」ではなく、子供にとっての視点で計画見直しが必要である。	施設老朽化が進む公立園においては、計画的な施設改修・修繕を実施するほか、建替えの際には、地域における園の配置状況や未就学児童数の推移等、総合的に検討してまいります。 なお、公立園の統合についての基本的な考え方としては、地域バランスを配慮しながら、既存公立幼稚園・保育所の再編、幼保一体化施設への移行を図り、本市の就学前児童の教育・保育の質や地域の子育て支援の充実等に向けた取組を推進していくものとしております。	-	-	-

No	件数	提出意見(要約)	市の考え方(案)	章	基本目標	施策
100	1	保護者が働きやすくなるよう、保育園の職員が定着できるように待遇を改善してほしい。	保育所職員が働きやすい環境整備を推進してまいります。	-	-	-
101	1	子供や子育てに対する支援を切れ目のない行うため、本当に必要な人に効果的にアウトリーチ支援等をするためにも、DX化を進め、データ連携などを用いてプッシュ型の支援をしていくことについて計画に記載が必要ではないか。	教育や保健、福祉等の各部署で所有している情報やデータを分野を超えて連携させ、潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握してプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげられるよう、国においてはDX化によるデータ連携の取組についてガイドラインの策定を進めています。こうした国の動向を注視するとともに、他市の先進事例について研究してまいります。	-	-	-
102	2	留守家庭児童育成室について、民間委託で運営する考え方を改めてほしい。	本市の留守家庭児童育成室につきましては、入室希望児童数が増加傾向にある中、ハード・ソフト面の適切な環境整備とサービスの提供、また、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への業務委託など、持続可能で安定的な事業運営を図るための各種取組を総合的に進めてまいります。	-	-	-
103	1	子供たちの諸課題に対応するため、学童保育の指導員など、専門性を持った人の適正な配置と待遇改善を要望する。		-	-	-
104	1	「(学校の)トイレに生理用品をおきます」という文言を追記してほしい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	-	-	-
105	1	理不尽な校則等の改善を要望する。	学校風土を形成する校則をはじめとしたきまりやルールについて、児童会・生徒会活動を通して、児童・生徒の意見も反映しながら見直しを図ってまいります。	-	-	-
106	6	不登校の子供への対策なども踏まえ、30人学級など、少人数学級に変える施策を実施する必要がある。	本市は児童、生徒数が全体的に増加傾向にあり、市独自の学級設置は、教室数や教職員の確保に課題があります。現時点では、法に基づいた適正な学級設置を実施しているものと考えております。	-	-	-
107	2	子供の話を聞くことができるように、保育園や幼稚園、学校などの集団規模を見直すことや、職員配置基準、面積基準の大幅改善が必要である。	保育施設において、特に市街地では、不動産や人員の確保が困難なことから施設整備や受入拡充が進まない実態があります。集団保育の規模縮小や面積基準の厳格化は困難と考えますが、引き続き保育を担う人材の育成、現場の負担軽減に取り組み、すべての子供が健やかに成長するよう、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、学校等についても同様に、環境整備に努めます。	-	-	-
108	1	テスト漬けなど、子供たちを追い詰める施策はやめるべきである。	各教科におけるテストの実施も含めた教育課程については、各校において、学習指導要領に基づき、適切に実施するように努めています。	-	-	-
109	1	学校給食は市の責任で実施してほしい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	-	-	-
110	1	小学校の統廃合を検討する場合は、子供の意見も聞いてほしい。また、地域から学校をなくさないための方法や校区割りを考えてほしい。	小学校の統廃合等、学校規模適正化に係る議論については、考えや意見の違いにより、対立や分断によるリスクを伴うことから、子供たちを巻き込むべきではなく、教育委員会の責任において検討を進めていくべきであると考えております。なお、それらのリスクを伴わないものにつきましてはその限りではございません。また、学校規模適正化に係る具体的な解決策については、学校規模適正化基本方針に基づき、子供たちにとってより良い教育環境を作ることを第一に考えて検討してまいります。	-	-	-